

富士建築センター株式会社
適合証明業務手数料規程

富士建築センター株式会社

【 住宅金融支援機構 適合証明業務手数料規程 】

(趣 旨)

第1条 この住宅金融支援機構適合証明業務手数料規程(以下「規程」という。)は、富士建築センター株式会社(以下「F.B.C」という。)が住宅金融支援機構との間に締結した「適合証明業務に関する協定書の変更に関する協定書」第11条第1項に定める適合証明業務に係る手数料について必要な事項を定めるものとする。

(手数料の区分)

第2条 申請者から徴収する適合証明業務の手数料の額は、新築住宅・中古住宅・リフォームに区分するものとし、新築住宅・中古住宅にあつては一戸建住宅と共同住宅に区別し、リフォームにあつては、区別しないものとする。

(新築住宅における手数料)

第3条 新築住宅における手数料は、一戸建て等と共同住宅(一般)、共同住宅(登録マンション)、賃貸住宅に区分するものとし、それぞれの住宅がF.B.Cにおいて、「単独申請」と「他の業務と同時申請の場合」(F.B.Cの他の業務(住宅性能評価業務・建築確認検査業務・瑕疵担保履行法責任保険に伴う審査・検査)の図面審査を同時に、現場検査を同日に実施する建物)に区別してそれぞれ別表1に掲げる額に別途定める「富士建築センター株式会社検査業務エリア料金規程」による費用を加算した額とする。

(中古住宅における手数料)

第4条 中古住宅における手数料は、一戸建て等とマンションに区分するものとし、各種融資形態により区分してそれぞれ別表2に掲げる額に別途定める「富士建築センター株式会社検査業務エリア料金規程」による費用を加算した額とする。

(リフォームにおける手数料)

第5条 リフォームにおける手数料は、建物種別による区分はないものとする。別表3に掲げる額に別途定める「富士建築センター株式会社検査業務エリア料金規程」による費用を加算した額とする。

(土曜又は休日の検査)

第6条 確認検査業務における中間検査、完了検査、住宅性能評価業務における検査とは別に適合証明検査のために適合証明業務実施者が中間現場検査、竣工現場検査を土曜日に行う場合は16,500円(税込)、休日に行う場合は22,000円(税込)を、第3条から前条までの手数料の額に加算する。

(適合証明書の再発行料金)

第7条 適合証明書を再発行する場合の手数料は、1通につき5,500円(税込)とする。

(手数料の支払期日)

第8条 申請者から徴収する手数料の支払期日は、現場検査が不要な申請においては、請求書発行日から10日以内とし、現場検査が必要な申請においては、現場検査予定日の2営業日前までとする。ただし、申請者と別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることが出来る。

(手数料の支払方法)

第9条 申請者は手数料を前条の支払期日までにF.B.Cの指定する銀行口座に振込又は現金にて支払うものとする。

(手数料の返還)

第10条 収納した手数料は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により適合証明業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

附則

この規程は、住宅金融支援機構と適合証明業務協定書を締結した日から施行する。

附則

制定	平成19年	4月	1日
改訂	平成19年	10月	1日
改訂	平成21年	1月	7日
改訂	平成21年	3月	23日
改訂	平成21年	11月	1日
改訂	平成21年	12月	1日
改訂	平成22年	11月	1日
改訂	平成28年	10月	3日
改訂	平成30年	1月	4日
改訂	令和元年	10月	1日
改訂	令和3年	4月	1日
改訂	令和5年	4月	1日
改訂	令和7年	4月	1日
最終改訂	令和7年	10月	1日

別表 1

新築住宅における適合証明業務手数料（第 3 条関係）

1. 一戸建て等（長屋については共同住宅の手数料を適用）

フラット 35・財形住宅融資・積立者向け融資

	手数料（税込）	
	単独申請	他の業務と同時申請の場合
設計検査	18,700円	12,100円
	省エネルギー性審査：性能基準39,600円 仕様基準11,000円 ※注7	
	耐震性審査：壁量計算16,500円 構造計算24,200円 ※注7	
中間現場検査	27,500円	19,800円
竣工現場検査	27,500円	19,800円
竣工済特例	設計検査・中間現場検査・竣工現場検査の合計額	

注1. 「フラット 35 等」とは、フラット 35 およびフラット 35S のうち、所管行政庁又は第三者機関が交付する証明書等により、確認する場合が該当する。

注2. 「他の業務と同時申請の場合」とは、同一物件において F.B.C の他の業務（住宅性能評価業務・建築確認検査業務）の図面審査を同時に、現場検査を同日に実施する場合をいう。申請後、同日実施が不可能となった場合は、「単独申請」扱いとされ、別途差額を請求する。

また竣工済特例の場合、完了検査を F.B.C で行った物件についても「他の業務と同時申請の場合」として扱う。

注3. 物件条件により、設計検査や中間現場検査を省略できる場合がありますので、予めご確認ください。

注4. 建設住宅性能評価書を取得済みの物件（現場検査省略時に限る）の竣工現場検査申請手数料は、「他の業務と同時申請の場合」とする。

注5. S 基準 2 項目選択の場合は 2 割増とする。

注6. バリアフリー性、耐久性・可変性審査をする場合は別途見積り。

注7. F.B.C の他の業務でフラット 35S 基準が確認できている場合は 5 割減とすることができる。

2. 共同住宅

フラット 35・財形住宅融資・積立者向け融資

n：住戸数

＜ 一般申請 ＞		手数料（税込）	
		単独申請	他の業務と同時申請の場合
共同住宅	設計検査	44,000円 + 5,500円 × n	22,000円 + 3,850円 × n
	竣工現場検査	44,000円 + 3,850円 × n	22,000円 + 3,850円 × n
	合計	88,000円 + 9,350円 × n	44,000円 + 7,700円 × n

＜ 登録マンション申請 ＞		手数料（税込）	
		単独申請	他の業務と同時申請の場合
共同住宅	設計検査	33,000円 + 3,850円 × n	11,000円 + 3,850円 × n
	竣工現場検査	33,000円 + 2,200円 × n	11,000円 + 2,200円 × n
	合計	66,000円 + 6,050円 × n	11,000円 + 6,050円 × n

注 1. 「他の業務と同時申請の場合」とは、同一物件において F.B.C の他の業務（住宅性能評価業務・建築確認検査業務・瑕疵担保履行法責任保険に伴う審査・検査）の図面審査を同時に、現場検査を同日に実施する場合をいう。

申請後、同日実施が不可能となった場合は、「単独申請」扱いとされ、別途差額を請求する。

注 2. 建設住宅性能評価書を取得済みの物件（現場検査省略時かつ断熱性能等級 4、一次エネルギー消費量等級 4 以上を取得したものに限る）の竣工現場検査申請手数料は、一般申請と登録マンション申請の区別なく、下記によるものとする。

25 戸以下の場合：一律 27,500 円（税込）

26 戸以上の場合：1,100 円 × n（税込）

注 3. 省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性審査をする場合は別途見積り。

3. 賃貸住宅

賃貸住宅融資

	手数料（税込）
一戸建て等	「1. 一戸建て等」の手数料に準ずる
共同住宅	「2. 共同住宅」の手数料に準ずる

別表 2

中古住宅における適合証明業務手数料（第 4 条関係）

フラット 35・財形住宅融資・積立者向け融資

1. 一戸建て等

	手数料（税込）
フラット 35・財形住宅融資・積立者向け融資	49,500 円
省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性、 耐久性・可変性審査をする場合	別途見積り

2. マンション

	手数料（税込）
フラット 35・財形住宅融資・積立者向け融資	49,500 円
フラット 35（住棟単位申請）	別途見積り
フラット 35（中古住宅特例融資：リフォーム工事実施）	別途見積り
省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性、 耐久性・可変性審査をする場合	別途見積り

別表 3

リフォームにおける適合証明業務手数料（第 5 条関係）

お見積りによる

以上